

業務連絡

2014/10/04 No.4-2

J R 東海 労新幹線 関西地本
業 務 部

10月3日、10時30分より支社会議室において「申」について組合側幹事と会社側幹事による事前審理を実施しました。

審理は「申」2件について行いましたが、会社は2件とも業務員委員会の開催について拒否しました。

1. 「申」第7号〔「ATC記録器のフタ外れ」に関する申し入れ〕(2014年9月16日)

2. 「申」第13号〔「鳥飼車両基地における井戸掘削計画」に関する申し入れ〕

(2014年9月24日)

申し入れ内容「申」第13号

1. 鳥飼車両基地における地下水採取用の井戸掘削の計画を全て明らかにすること。
2. 会社は摂津市と1977年に「環境保全協定書」を締結し、1999年に更新しているが、協定内容など詳細を全て明らかにすること。
3. 摂津市と「環境保全協定書」を締結しているにも関わらず、掘削する計画に至った理由を明らかにすること。
4. 茨木市区域において掘削する計画であるが、鳥飼車両基地内での掘削工事箇所などの詳細を明らかにすること。
5. 過去に地下水をくみ上げた結果、基地周辺及び基地内において地盤沈下が発生した経緯と会社の見解を明らかにすること。
6. 摂津市と茨木市の区域に関わらず、地下水の水脈はつながっていると考えるが、会社の見解を明らかにすること。
7. 摂津市との協定があるにも関わらず、地域住民に一切説明もなく計画されたことは地域密着・住民を無視した計画であると考え。会社の考えを明らかにすること。
8. 摂津市は「協定違反」との主張をしているが、摂津市からの申し入れ内容や苦情など、地元自治体との関係について経過と会社の見解を明らかにすること。
9. 鳥飼車両基地の周辺での工事となると、基地内で従事する関係社員等の安全に影響がある。関係社員の安全を図るために、掘削計画を社員に明らかにすること。

《 議論内容 》

2. 「申」第13号〔「鳥飼車両基地における井戸掘削計画」に関する申し入れ〕

(2014年9月24日)

会社：付議事項にあたいしないために業務委員会は開催しない。

会社：あらためてお知らせの内容について申し上げる（9月26日に電話でお知らせあり）。

『災害時などに東海道新幹線の輸送を確保していくために車両基地における水源、こちらについて井水と上水道の二重系をはかっていきたいと考えています。具体的には鳥飼車両基地の茨木市の地域に井水システムを設置して一日あたり約750立方メートルを取水する予定です。活用方については今のところ列車のトイレ、洗面所の給水用に使用することを計画しています。9月10日に大阪府に工業用水法の法令に基づいて井戸使用許可事前協議書を提出してこのほど受理された次第です。9月30日以降、鳥飼基地内の大阪交番検査車両所事務所棟の東側付近に井水システムの設置工事をしていく予定です。その一環として一時的に一部社員駐車場が支障するので代替の駐車場を準備するので一時移転をして頂く計画をしています。』これらは鳥飼車両基地で掲出しているものなので参考でご覧下さい（職場に掲出されている書面を確認）。

組合：マスコミを賑わす大変な事をしている。地域住民、地域周辺との関係をしっかりと良好な関係を保っていくことが会社として成すべき生業、業務を進めていくことで大事なことであり冒頭、組合としての見解を明らかにする。

組合：井水システムの建物の建屋が出来るのか。

会社：専門の業者が担当するので詳しいことは述べる事が出来ない。

組合：その管理はどの部署がするのか。

会社：基本的には鳥飼車両基地。浄水システムの管理を行う。

組合：国鉄時代から摂津市と「環境保全協定書」が結ばれていた。JR東海としても1997年に更新した。これは事実か。

会社：そうです。

組合：その（協定書の）中身は鳥飼車両基地周辺で起きた地盤沈下を防ぐために、この辺では地下水のくみ上げはやめましょうよということが主旨であると伺っている。会社の見解は。

会社：協定内容については明らかにするものではない。

組合：摂津市の広報などにもそういう主旨であると書かれている。

会社：摂津市側の考えとかもあるでしょうが、会社としては主旨であったり内容については明らかにするつもりはない。

組合：茨木市であるというのが会社の主張であるが、地下水脈が一体となっているので、いくら茨木市で掘っても一体の地下水脈を守るという主旨の環境保全協定であるのでいくら茨木市から掘っても周辺の地下水脈に危険が生じる。会社の見解は。

会社：本計画は災害時に強い井戸システムを導入して車両基地の水源に関して上水との二重系を確保して、東海道新幹線の輸送を守っていくためにおこなうもの。摂津市の行政上の管理区域を越えて茨木市に設置されるので摂津市と締結している環境保全協定の影響を受けるものではないため、違反するものではないと考えている。ただし環境保全への配慮は当然おこなっていく考えである。具体的には周辺の地下水、地盤沈下のデータから本計画によって地盤沈下の恐れはないと判断している。井水システム設置に際して地下水のくみ上げの試験、確認等をおこなって完成後もモニタリングを実施していく考えである。万が一問題が生じれば摂津市と協議をする考えである。この辺については摂津市に対して十分説明を尽くしてい

るとなっている。

組合：茨木市との関係ではなく、何か問題が生じたら摂津市と協議をするというのは摂津市が裁判所に仮処分の手続きをおこなっているから言ってるのか。

会社：摂津市か茨木市かの問題ではなく、何らかの問題が発生すれば摂津市と協議を進めていくということ。

組合：数値的な問題もあるが、地域住民からの声。立ち起きてる声これそもそもが問題なのではないのか。そういうことに配慮すれば、受理されたからすぐ工事着工という慌ててやる意味は、摂津市の方々の声を全く無視した行為である。慌てて行う意味は何なのか。

会社：環境行政機関への説明は十分尽くしているので、地域の方も含めて行政機関に話しをすることによって十分説明は尽くされていると考えている。井水システムの設置にあたっては大阪府に対して工業用水法の法に基づいて手続きを踏んだ上に施行するというもの。

組合：関係行政機関とはどこのことか。

会社：摂津市も含まれる。

組合：摂津市には説明はしたが納得はしていないという現状でよいか。

会社：会社としては説明を尽くしたと。

組合：今年の6月、摂津市は大阪府からの連絡で会社が進めている計画があることを知る。事前に摂津市に井戸の計画を報告しなかったのは何故か。

会社：会社は法令通り手続きを踏んで、かつ関係行政機関にも説明をしている。

組合：その辺から、ボタンの掛け違いが始まっている。大阪府に言ったからだけで地元が二の次となっている。そういうことが摂津市との問題になっている。

会社：感情的な問題ではなくて法令に基づいて適切に対応すればいいと考えている。まったく無視しようとは思っていない、必要な説明は行ってきているという見解。

会社：幹事もJR東海の社員として、東海道新幹線の安全を確保するという使命をお持ちと思う。

組合：安全確保は分かっているが、肝心の鳥飼基地が沈んでしまっは我々の生活の元が絶たれる。大変な事である。

会社：そういうことにならないように完成後もモニタリングしていく。

組合：摂津市からの申し入れや苦情などは聞いていると思うが、その経過を明らかにされたい。

会社：経過については明らかにする考えはないが、摂津市には6月以降繰り返し説明してきている。

組合：摂津市が仮処分申請した。その関係で代理人同士の話しになるかと思う。しかし会社は今後も摂津との話しは続けるつもりはあるか。

会社：係争事件はしっかりと対応していく。訴訟進行などについてはコメントするものではない。

組合：取水システムは一日750トン汲み上げるということだが、完成すれば毎日750トンを汲み上げるのか。

会社：一日750立方メートルを汲み上げるという計画。

組合：過去、2000トン汲み上げて地盤沈下が発生したということで、その数字に満たないところでの750トンなのか。

会社：過去の因果関係は定かではない。今回の計画では地盤沈下の恐れはないと考えている。その点はデータを示しながら科学的に説明しながら摂津市にも説明していくということ。

組合：せっかく50周年を祝う日の前日に地元とのトラブルが社会問題化して、会社自らが泥を塗ることになった。

会社：節目の年を迎えたが今後も60、70とあり大動脈としての使命がある。今後何があるか分からない災害が発生して給水が絶えてしまって輸送が確保できないとなるとこれは社会に影響がある。

組合：水道水だけでは間に合わないのか。

会社：災害とかが起きた場合、上水が途絶えた場合に対応が出来ない。輸送の確保が出来なくなるため必要である。

組合：施策を進める上での地元との協議、関係が根付いているところを逆なですのような行為になってしまってる。よくこんな狭い場所を見つけて計画したなというのが率直な感想。

組合：使用する目的はほとんど給水で、列車洗浄には使用しないのか。

会社：列車のトイレ、洗面所の給水を予定している。あくまでも予定。

組合：摂津市には説明したが、地域住民への周知は考えてないのか。

会社：摂津市を含む関係行政機関に説明することによって、その地域の住民の皆さんにも行き渡ると考えている。

組合：行政がやるべき事だということか。

組合：今建屋では耐震強化などが行われているが、鳥飼基地の地盤強化の対策はしないのか。

会社：この件によって地盤沈下をしてしまうとは考えていない。

組合：摂津市の行政の中で市内全域で井戸の掘削を原則禁止する「市環境の保全及び創造に関する条例」が制定されている。これは地下水脈を守るためのものであるものでそのものにも違反する行為であると考ええる。

会社：摂津市の行政上の管理区域を越えて実施するものですから、摂津市の条例や環境保全協定にふれるものではないと考えている。

組合：会社はそれを盾にして強引な工事を進めようとしている。

会社：東海道新幹線に携わる一社員ですからその使命を理解して頂きたい。十分な法的手続きを踏んでしっかりと環境保全にも配慮しながら進めていく。モニタリングなどをしながら何かあればすぐに協議していく。

組合：基地周辺の住民の方が摂津市に対して要請書を提出されたのは把握しているのか。

会社：知らない。

組合：社員の中にも摂津市の住民のかたもいる。会社の施策と言うが社員の生命に関係する問題である。生活と生命に危険を及ぼす行為にならないように組合からはしっかりと対処、対応するように主張しておく。

会社：東海道新幹線の安全安定輸送のために、災害が発生した時に給水の二重系をはか

って輸送の確保に努めていく。

組合：1999年に協定を更新して以降約10年間、この計画を進めなかったのは何故か。

会社：安全安定輸送をより強固にしていくため。

組合：今後も工事などの関係も含めて何かあればその都度、説明の協議を求めていく。

以上